

神戸大学工学部

正 会 員 黒田勝彦

神戸大学総合情報処理センター

正 会 員 福島 徹

神戸大学工学部

学生会員 ○中谷哲也

1. はじめに

まちづくりは、行政主導から住民主導型へと移りつつあり、住民のまちづくりへの計画参加が活発になってきている。震災後、このようなまちづくりが活発に行われているが、新たに様々な問題が発生している。そこで、本研究ではこのようなまちづくりの問題点を整理して分類し、またまちづくりの実態を調査することによって、住民の合意形成の阻害要因、住民の合意形成プロセス等について検討を行った。また、これらを受けてこれからのまちづくりに関する提言を行う。

2. まちづくりにおける問題点

まちづくりを実際に押し進めていく際に、住民の合意形成を妨げる様々なまちづくり上の問題点がある。それらの問題点を整理したものを下記に示す。

(1) まちづくりの事業の仕組み自体に関するもの

- ・事業の決定及び実施時期
- ・計画提示の際における、計画の複雑な内容の理解の難しさと具体的な将来像の掴みにくさ
- ・事業地区決定の不透明さ
- ・受益者負担が義務づけられている区画整理などの事業のシステム自体の問題
- ・現在の損失に比べて将来の利得が認知し難い構造

(2) まちづくり協議会に関するもの

- ・協議会に対する財政的な支援の手薄さ
- ・協議会の制度上の脆弱さ
- ・協議会が全ての住民の意思を代表していない

(3) 事業の内容に関するもの

- ・住民の個人的視点と行政の広域的視点との調整

(4) 住民全般に関するもの

- ・まちづくりの専門用語に対する住民内での理解
- ・計画への無関心層の存在
- ・住民の行政への感情的反発の問題

(5) 各住民の事情に関するもの

- ・問題を長期化させる事による一層の利益獲得をねらう（ゴネ得の問題）住民の存在
- ・生活の順調さや高齢等を理由とした個人的な問題

3. 震災後の住民合意形成のケーススタディ

3.1 住民の合意形成プロセス

ヒアリングにより、地区における住民の合意形成プロセスを検討した。地区により多少の差異はあるものの、まちづくり協議会を中心に図1のようなプロセスを経て合意形成がはかられている。

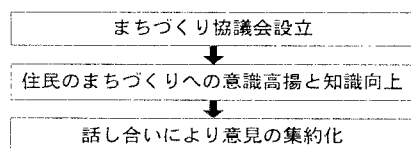


図1 住民の合意形成プロセス

3.2 平常時と復興まちづくりの問題点の関連性平常時と災害後の復興まちづくりにおける問題点を図2にまとめた。

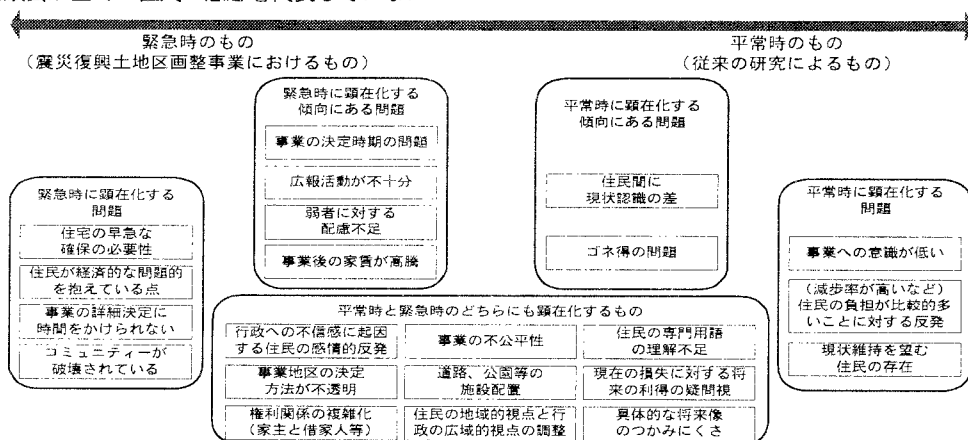


図2 平常時と震災復興まちづくりの問題点の関連性

3. 住民合意形成を妨げる要因の解決のための方策

従来のまちづくりは行政が主導的な役割を担ってきたが、合意形成を妨げる要因を解決するには行政だけでは不十分であり、住民の自助努力が求められている。

震災後の被災地において行われているまちづくりにおいて協議会の役割が大きいため、住民・行政・協議会の3主体に着目して、住民合意形成の阻害要因に関する方策とそれにより解決に向かう要因の整理を行う。

3.3.1 行政・住民間に関するもの

・まちづくりにおける住民の意見の反映化

まちづくりに住民の意見を反映させることにより、弱者に対する配慮不足という住民の意見や、道路、公園などの施設配置における住民の不安、区画整理後の家賃の高騰といった問題に対して改善が見込まれる。計画段階における住民参加はこれまであまり行われていなかったが、今後積極的に行う必要があると思われる。これからは神戸市が震災復興時において復興計画のコンペを行ったように、広く市民に問題を投げかけ意見を聞く方向に進むことが望ましいと思われる・将来像の明確化

住民の間には将来に対する展望が不明確なことに関する不安がある。

行政が将来像をわかりやすい形で住民に対して明確に示せば、高齢のために生活変化を望まない、道路、公園等の施設配置の問題、権利関係の複雑化、弱者に対する配慮不足、事業後の家賃の高騰、現在の損失に対する将来の利得の疑問視、具体的な将来像のつかみにくさ、現状維持を望む住民の存在などの住民合意形成の阻害要因を解消するのに役立つと考えられる。

3.3.2 行政・協議会間に関するもの

・協議会の支援策の強化

協議会は住民の意志を代表してまちづくりに反映させるための組織であり住民が主体的にまちづくりを行うときに非常に大きな役割を担っている。しかし、協議会は多くの問題点を抱えており、協議会に関する制度の大幅な改善が必要である。

現在、協議会は任意団体であるため融資が受けられない等活動範囲に制限が生じている。そのため、現状では行政側に住民の総意を伝えるにとどまり、協議会側からは何も能動的に行えない状態である。その解決案として、協議会の法人化が挙げられる。例えば、協議会が独自の株式会社を作り、その業務として地区内

の市営住宅の管理や、まちづくり会館の建設を行う等が考えられる。また、協議会が自立できる制度も必要である。現在の法律では、協議会自体が定義づけられておらず、今後それなりの権限を与えるべきである。

また、協議会は財政的にも厳しい立場に立たされており、財政的な補助制度の充実が望まれる。

また、コンサルタント派遣制度を導入している自治体は少ないが、神戸市においてみられるようにその役割は非常に大きく、各自治体でコンサルタント派遣が行われることが望まれる。

3.3.3 住民・協議会間に関するもの

・住民のまちづくりに関する知識と認識の向上

被災地において、これは協議会が主として担っている役割である。説明会や勉強会等を通して住民のまちづくりに関する知識と認識の向上を図り、ゴネ得の問題や個人的な事情に起因する要因、都市計画の用語の理解不足等の要因の解決を図ることが期待される。

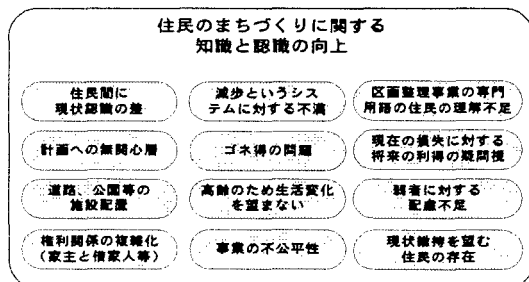


図3 住民のまちづくりに関する知識と認識の向上

4. おわりに

震災後のまちづくりをみることで、住民参加のまちづくりが根付き始めたことを捉えることができた。住民がエゴによる主張を行うと、まちづくりは進まない、住民がいかにか広い視野で理性的に将来を見据えてまちづくりを見るかが大切である。そのため、行政主導ではなく、コンサルタントや協議会が確固たる信念と情熱を持ち、まちづくりを推進していくことが重要であり、また行政や協議会、コンサルタントの相互の信頼関係の構築も欠かすことは出来ない。また、今後は行政も、住民が反発を感じるような要因を解消するための方策を考えることが必要であり、よりいっそう住民参加の支援制度を整えることが求められる。

今後の課題としては数理モデルを組み込んだ調整システムの構築や今後まちづくりを行う上での指針となるシナリオの作成が挙げられる。